

令和８年度第１回 野田市行政改革推進委員会

令和８年５月２９日（金）

午前９時から

市役所８階 大会議室

１ 開 会

２ 議 事

（１）令和７年度第１回行政改革推進委員会資料の修正について

（２）定員の適正化について

（３）学校配置の適正化について

３ 閉 会

外郭団体の運営の合理化

●外郭団体に対する取組方針

外郭団体に対する市の取組方針について、各団体に係る方針の前段として、次期行政改革大綱から新たに位置付ける。

外郭団体について、設立目的に沿った事業を行い、健全な経営が維持されるよう、議会への説明等により経営の透明性を図り、事業の特性も踏まえ経営状況等を把握した上で、指導監督を徹底し、健全な経営の確保と活用との両立を図っていく。

開発協会が債務超過に陥った反省を踏まえ、債務超過、採算性や費用対効果の欠如、公共性・公益性の喪失等、現在又は将来の経営の悪化が判明した場合には、市が主導して速やかに抜本的改革を含む経営の健全化及び組織の効率化に係る取組を推進するとともに、複雑化・多様化する行政需要や社会経済情勢の変化も踏まえ、当該団体の必要性について検討していく。

また、働きやすい職場環境を整備するとともに、研修等を通じて社員の質や業務に対するプライド・意欲の向上を図り、人材確保及び団体の質の向上に努めていく。

●一般財団法人野田市開発協会

1 現状

(1) 現行行政改革大綱の方針

経営の安定化に向け、経費削減と更なる利用客の増加を図るため、次の取組を推進するよう指導・監督を行っていく。

- ・経営の安定化にとって一番重要な要素は集客であり、今後の集客数の増加、最低でも現状維持は必須の課題であり、これまで以上の集客に向け取り組む必要がある。
- ・今後、本計画期間内に退職となる 15 人の対応は、人件費を増大させないため、これまで培った経験を持つ再雇用による対応を基本に検討していく。
- ・現在、市が行っている財政支援の建設時の借入に対する償還金の猶予、地権者との協議による借地料の 30% の削減、みどりのふるさと基金への寄付（一人あたり 300 円）の免除については、安定した経営を維持していくため継続する。
ただし、建設償還金については、平成 33 年度末に償還は終了するが、運営費に係る借入金の償還は平成 35 年度に完了することから、今後、運営が上向き、安定化が図られた段階で、これまでの猶予分の分割償還を含め取扱いを検討する。
- ・利用料金については、入場者数に影響のない範囲で、必要に応じて値上げも検討し、まずは、平成 31 年 10 月の消費税率の引上げへの対応を行う。
現在、平日、休日ともに同額となっているひばりコースの市民の利用料金については、休日の市民利用が 20% から 30% に上昇し、利用料金の高い市外利用者がその分減少している状況にあることから、休日については、利用料金の高い市外利用者の割合を高めるため、休日の市民利用料金を引き上げ、市民利用はなるべく平日となるような見直しの検討が必要である。また、ひばりコースについては、季節料金の割引についても見直しの検討が必要である。
- ・協会の経営安定化に向けた、多角的な経営として、若者から高齢者まで幅広い年代や家族で楽しむことができるパークゴルフ場の整備を検討する。

(2) 法人の概要

所在地	野田市瀬戸 1111 番地				
代表者名	理事長 今村 繁 (野田市副市長)		設立	昭和 36 年 5 月 31 日	
基本金	70,000 千円	うち市出資金	35,500 千円	市出資比率	50.7%
役員数	7 人	職員数	26 人 (パート、再雇用 含まず)	決算時期	3 月
設立目的等	市から受託する緑地、児童遊園、公共施設等の管理等に関する事業、市が設置する都市公園及び公園施設の管理に関する事業、市が設置する都市公園に公園施設を設け、管理を行うことに関する事業を実施することにより、都市環境の整備、活用及び改善並びに市民サービスの充実を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。				
事業内容	・野田市都市公園の機能管理 (受託事業) ・野田市総合公園の運営管理 (指定管理者) ・野田市パブリックゴルフ場 (ひばり・けやきコース) の運営管理				
その他	平成 26 年 4 月 1 日、一般財団法人へ移行				

※役員 7 人のうち市職員は、理事長を含め、自然経済推進部 (副理事長)、企画財政部長 (理事)、総務部長 (理事) の 4 人

※従業員数は、令和 7 年 4 月 1 日現在

(3) これまでの法人の取組

① 経営の安定化に向けた取組

ア 計画入場者数の設定

適正な利用料金とサービスの向上を柱として、下記の計画入場者数を目標としている。(令和 5 年度の入場者数を基本に、過去の台風や降雪等の影響による休場日を考慮し、6 年度の計画入場数を算出した。)

◆入場者数実績及び令和 6 年度計画入場者数

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度 ①	6 年度計画 ②	増減 ②-①
ひばり	37,718 人	45,308 人	62,732 人	62,468 人	61,597 人	59,745 人	▲1,852 人
けやき	44,694 人	34,087 人	43,485 人	47,116 人	46,720 人	41,340 人	▲5,380 人
合計	82,412 人	79,395 人	106,217 人	109,584 人	108,317 人	101,085 人	▲7,232 人

イ 利用料金の見直し

利用料金について、ひばりコースの市民の利用料金が、平日と土日祝日で同額であったことから、市民の休日利用が増加し、利用料金の高い市外利用者がその分減少していたため、利用料金の高い市外利用者の休日利用の割合を高めることとし、令和 3 年 10 月から、市民の土日祝日利用料金を 18 ホールプレーで 2,100 円、早朝及び午後の 9 ホールプレーで 1,000 円増額した。なお、けやきコースの利用料金に変更はない。

◆ひばりコース利用料金（乗用カート付）

プレー種別	曜日	市民		市外	
		3年9月まで	3年10月以降	3年9月まで	3年10月以降
18ホール	平日	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円
	土日・祝日	4,600円	6,700円	8,800円	8,800円
早朝・午後 9ホール	平日	2,700円	2,700円	2,700円	2,700円
	土日・祝日	2,700円	3,700円	4,600円	4,600円

◆けやきコース利用料金 ※市民、市外同一料金

プレー種別	曜日	料金	
18ホール	平日	10,600円（食事、乗用カート付）	
	土日・祝日	16,400円（食事、乗用カート付）	
早朝9ホール	平日	3,300円（手引カート付）	
	土日・祝日	5,500円（手引カート付）	
午後9ホール		乗用カート	手引カート
	平日	4,400円	3,300円
	土日・祝日	6,600円	5,500円

ウ 入場者増加策

ひばりコース、けやきコース両コースに、平成23年度からインターネット予約の導入を行うとともに、平成26年度からクレジットカード決済を導入する等、利用者の利便性の向上を図り、以下のとおり、各コースの実状に合った入場者増加策を引き続き実施した。

さらに、リピーターの確保と併せ新規利用者の増加を図るため、口コミ等による利用者からの意見等を踏まえたコース整備に重点的に取り組んだ。

◆ひばりコース

○スループレーの導入

ゴルフのみを純粋に楽しみたい方を対象として、平成25年度から休憩を挟まずに18ホールをプレーするスループレーを導入した。

○2サム保証割増料金を継続

なかなか予約できないという利用者の声に応えるため、2人でプレーする場合の2サム保証に割増料金を設けて、組み合わせによる利用を促している。

- ・2サム保証割増料金（平日2,000円、土日祝日4,000円）
- ・2組5名の場合の割増料金（平日500円、土日祝日1,000円）

○特別割引の継続

- ・ポイントカード割引（市民10%、市外5%還元）
- ・市民特別割引（月曜日限定500円割引）

○早朝又は午後9ホールプレーを継続

- ・早朝は、3月から11月まで、午前6時からの9ホールプレー
- ・午後は、通年で、午後からの9ホールプレー
（午後9ホールプレースタート時間は、時期により異なる。）

◆けやきコース

○特別割引を継続

- ・ポイントカード割引（市民 10%、市外 5%還元）
- ・市民特別割引（月・金 1,000 円割引）
- ・マイバースデー割引（全日 500 円割引）
- ・レディース&シニア割引（1,100 円割引）
- ・コンペ割引サービス（2組 8 人以上のコンペを対象に 1 人当たり 500 円割引）
- ・けやき友の会（市民対象：年会費 10,000 円で毎回 2,000 円割引）
- ・けやきワンイヤークラブ（市外対象：年会費 13,000 円で毎回 2,000 円割引）
- ・夏季、冬季割引（平日 1,000 円割引、休日 2,000 円割引）
（夏季は 7 月から 9 月まで、冬季は 1 月から 2 月まで）

○早朝又は午後 9 ホールプレーを継続

- ・早朝は、4 月から 9 月まで、午前 6 時からの 9 ホールプレー
- ・午後は、通年で、午後からの 9 ホールプレー
（午後 9 ホールプレースタート時間は、時期によって異なる。）

エ パークゴルフ場整備の検討

多角的経営の観点から、パークゴルフ場の整備について、用地の確保や管理運営方法を検討する中で、既存のゴルフ場の空き地部分を利用でき、施設管理やコースメンテナンスをゴルフ場の管理部門等と共有することで、イニシャルコストやランニングコストを抑えることができることから、パブリックゴルフ場のひばりコース内を候補地として、近隣のパークゴルフ場の現地調査を行い、整備図面や施設の運営形態等の詳細な情報を収集し、整備費やコース設定、運営経費等を検討した。

近隣のパークゴルフ場は、運営体制や立地などの条件は異なるが、隣接する集客施設の収入と合わせて採算が取れている施設はあっても、パークゴルフ場の利用料金収入のみで採算が取れている施設はなく、集客性や採算性が課題となっている。また、候補地として検討しているパブリックゴルフ場のひばりコース内が河川敷の施設であること踏まえると、冠水時の対応や費用のほか、駐車場スペースの問題、ゴルフコースからの飛球対策、また近年の建設費高騰など多くの課題もあることから、自主事業による整備運営については、現状難しい状況であると考えている。

◆現地調査した施設

- 吹上パークゴルフ場（鴻巣市）…河川敷に設置
- 泉公園パークゴルフ場（印西市）…野田市パークゴルフ協会が利用
- 橘ふれあい公園パークゴルフ場（香取市）…令和 4 年度にパーク P F I で整備

②経費削減策

ア 職員給与等の削減

開発協会の職員代表及び職員組合との合意の下、平成 26 年 4 月から給料の 8% を削減するとともに、地域手当 3% を廃止した。平成 27 年 4 月からは、給料の削減率を 8% から 6% に引き下げ、さらに、令和 7 年 1 月から 4% に引き下げ、令和 7 年 10 月からは 2% への引き下げをしている。

また、賞与については当該年度の利益状況に応じた支給率を決定し支給している。

イ 職員配置等の適正化

令和元年度から定年退職による職員の補充は、再雇用により対応しているが、長期的な資金計画に基づく運営、人件費の適正化を図るため、職員の年齢層が高いことを踏まえ、現在、退職補充及び組合交渉で合意した 65 歳定年の実施に合わせた新規職員の採用を含め、職員配置について検討している。

(4) 市の支援策

ア パブリック・ゴルフ場の借地料の引下げ

パブリック・ゴルフ場の土地の借地料については、市が地権者と契約を締結し、市から地権者に借地料を支払い、使用者である開発協会は、市に対し借地料と同額の使用料を支払っている。

市は、契約当時の土地の評価額に基づき算出した借地料を毎年度支払ってきた。平成 26 年度からは、開発協会の経営の安定化を図るため、地権者の協力の下、借地料を 3 割減額しており、けやきコースは平成 30 年 3 月、ひばりコースは平成 31 年 3 月にそれぞれ 3 割削減した額で 20 年間の借地契約を締結している。

イ 建設償還金相当分の使用料の納付猶予終了

野田市パブリックゴルフ場けやきコースの建設費用については、建設償還金相当分の使用料として、市に納付することとしていたが、経営の悪化を受け、平成 24 年度から令和 5 年度まで使用料の納付を猶予している。

開発協会から、令和 6 年度におけるこの先 10 年間の長期資金計画において経営再建の見通しが立ったことにより、使用料の納付猶予の終了及び償還残高 11 億 6,893 万 904 円について分割での納付を再開したいと市に申出があり、これを受け、市は現在の開発協会の経営状況を踏まえ、使用料の基本額を当面の間、年 3,000 万円とし、令和 7 年度から納付の再開を承認することとした。基本額の設定については、例年、事業計画について、3,000 万円の利益見込みで事業予算を組んでいる中、6,000 万円の利益実績を上げていること、また、台風等の影響による長期クローズ等による損失分を計画予算では 2,500 万円から 3,000 万円の間に見込んでいることなど、入場者数の推計を踏まえた令和 7 年から 9 年までの収支見込からも、当面の間 3,000 万円を基本とすることについて、妥当であると判断した。

なお、納付の再開に当たって締結した覚書では、経営状況を踏まえ 3 年ごとに見直しを行うこととし、開発協会の収支決算において赤字が見込まれる場合は基本額の減額又は先送りするなどの条文を付している。

ウ 都市公園整備基金を活用した利子補給

令和元年度の台風被害や令和 2 年度以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により開発協会の経営が悪化し、運営資金が不足する見込みとなったことから、令和 3 年 1 月に開発協会が、金融機関から令和 12 年度までの 10 年返済で 5 億円を借入れたことに対し、開発協会の経営の安定化を図るため、市は、当該借入金に対する利子について、都市公園整備基金を活用して利子補給を行ってきたが、経営再建の見通しが立ったことによる建設償還金相当分の使用料の納付を再開したことから、令和 7 年度から一旦停止することとした。

(5) 財務状況

2 コースを合わせた入場者数について、令和元年度は、台風被害による休場、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による落ち込みがあったが、令和3年から3年連続で10万人を超えとなり、借地料の削減や建設費償還金等の財政支援を実施している状況ではあるが、繰越利益剰余金も増加している。台風などの自然災害のリスクは常にあり、物価高騰やゴルフ場入場者の高齢化が進むなど、厳しい経営が予想されるが、当面の経営は確保できる見込みである。なお、平成26年に運営資金として借り入れた11億3,000万円については、令和5年度で完済した。

また、長期資金計画に基づき、今後の施設整備費及び退職金の支払等に向けた借入れ等の見込みの検討を行っている。

単位：千円

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
当期収入	988,030	877,741	1,052,941	1,129,900	1,131,585
当期支出	1,003,189	902,741	1,008,035	1,058,864	1,068,427
当期純利益	▲15,159	▲25,000	44,906	71,036	63,158
資産合計	945,572	1,222,358	1,096,507	1,006,641	914,493
負債合計	673,601	975,387	804,630	643,728	488,422
純資産合計	271,971	246,971	291,877	362,913	426,071
うち基本金	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
うち繰越利益剰余金	201,971	176,971	221,877	292,913	356,071

2 課題

- ・経営の健全化、安定化を図るためには、まずは開発協会自らの経営努力が不可欠であることから、市は常に経営状況を把握しながら、厳しく指導、監督し、その上で、支援の必要性を検討していかなければならない。
- ・利用料金の割引や早朝又は午後の9ホールプレーなど、集客数の増加を図る取組を継続・強化し、更なる拡充を行う必要がある。
- ・利用料金については、時期別の集客数を精査し、必要に応じて見直しを検討する必要がある。
- ・他のゴルフ場や第3セクター等の状況を踏まえ、業種、経営規模に見合った給与体系に見直す必要がある。
- ・現職員の年齢層が高いことを踏まえ、退職補充及び組合交渉で合意した65歳定年の実施に合わせた新規職員の採用を含め、職員配置の適正化を図る必要がある。
- ・将来的なゴルフ人口の減少が見込まれる中、建設償還金相当分の使用料の償還残額を今後40年近くにわたって開発協会が分割納付していくに当たり、状況によっては、開発協会の存続には使用料納付の免除を検討することもやむを得ないとの判断もありうることを想定に入れつつ、引き続き経営状況を注視していく必要がある。
- ・建設償還金相当分の使用料の猶予の終了により、都市公園整備基金を活用した利子補給等の市の財政支援については、経営の安定を図るために、経営状況を見ながら実施する必要がある。

- ・パークゴルフ場については、近隣のパークゴルフ場の収支状況など調査を実施した結果、運営体制や立地などの条件は違うが、隣接した集客施設の収入と合わせて採算が取れている施設はあっても、パークゴルフ場の利用料金収入だけで採算が取れている施設はなく、集客性や採算性が課題となっている。また、候補地として検討しているパブリックゴルフ場のひばりコース内が河川敷の施設であること踏まえると、冠水時の対応や費用のほか、駐車場スペースの問題、ゴルフコースからの飛球対策、また近年の建設費高騰など多くの課題もあることから、自主事業による整備運営については、黒字が見込めないことから現状難しい状況である。

3 次期行政改革大綱の方針

経営の健全化、安定化を図るため、常に収支見通しを精査した上で、市は、必要な指導、監督を行う。

- ・ゴルフ場の集客数の増加を図る取組の継続及び更なる拡充を行うとともに、時期別集客数を精査し、必要に応じて利用料金の見直しを行う。
- ・他のゴルフ場や第3セクター等の状況を踏まえ、業種、経営規模に見合った給与体系に見直すとともに、65歳定年の実施に合わせた新規職員の採用を含め、職員配置の適正化を実施していく。
- ・建設償還金相当分の使用料について、年間使用料の基本額を3,000万円とし、経営状況に合わせ協議の上、納付額の設定を行っていく。
- ・協会の経営安定化に向けた、多角的な経営として、パークゴルフの競技者人口の動向や施設整備を行うタイミング、また、それに伴う国の補助金の活用、他の民間企業との連携なども含め、若者から高齢者まで幅広い年代や家族で楽しむことができるパークゴルフ場の整備の実現に向けて検討を行っていく。
- ・管理運営する施設を有効活用し、スポーツ振興等に資する自主事業の実施を検討していく。

●野田市土地開発公社

1 現状

(1) 現行行政改革大綱の方針

都市計画事業等を早期に実施するためには、事業用地の取得を時機を逃さず行うことが重要であり、現段階では、公社が持つ用地の先行取得機能が必要である。

ただし、公社の必要性については、既に先行取得している事業の進捗を始め、他の都市計画事業の状況を踏まえながら、常に方向性を見直していく必要がある。

(2) 法人の概要

所在地	野田市鶴奉7番地の1				
代表者名	理事長 今村 繁（野田市副市長）			設立	昭和48年9月18日
基本金	5,000千円	うち市出資金	5,000千円	市出資比率	100%
役員数	9人	職員数	6人	決算時期	3月
設立目的等	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与する。				
事業内容	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公共用地等の取得、造成その他の管理及び処分				

※役員 9 人のうち市職員は、理事長を含め、土木部長（副理事長）、企画財政部長（理事）、総務部長（理事）、自然経済推進部長（理事）、都市部長（理事）、会計管理者（監事）の 7 人
 ※職員数は、令和 6 年 4 月 1 日現在で、うち市職員は 4 人（用地課職員）

（３）これまでの法人の取組

市からの受託業務である公有地の計画的な先行取得や自主事業である住宅用地及び業務施設用地の造成事業等を実施してきた。

①受託事業

令和元年度から令和 5 年度までの間、公有地の取得 9 件、公有地の売却（買戻し）15 件を実施した。都市計画道路中野台中根線道路改良事業の償還が続いており、令和 5 年度末の借入残高は、中野台中根線道路改良事業 5,648,844 円となっている。

②自主事業

令和元年度から令和 5 年度までの間、土地の取得はなかったが、愛宕駅周辺のまちづくりを活性化させるため、業務施設用地である愛宕西駅前線北側商業用地を駅前ビジネスホテル用地として、令和 3 年度に売却し、住宅用地である七光台第一次造成地、第二次造成地を令和 3 年度に、鶴奉字庚申塚造成地を令和 4 年度に売却し、土地開発公社（以下「公社」という。）で所有している宅地造成地の全ての売却が完了した。

③職員の状況

公社の業務は、常務理事 1 人、臨時職員 1 人及び用地課兼務職員 4 人により対応している。なお、人件費の削減を図るため、市からの常務理事の職員派遣については平成 27 年度で終了し、市の退職職員を充てている。

（４）財務状況

令和元年度及び令和 5 年度は、自主事業の造成用地の売却がなかったことから、人件費等の一般管理費による損失が生じており、令和 2 年度から令和 4 年度は、上記に加え造成用地の売却を帳簿価格（取得価格+造成費及び管理費）以下としたため、損失が生じた。

造成用地の売却等自主事業の実施が難しい状況であるが、受託事業については、都市計画事業等を早期に実施するため、今後、土地価格及び物価の上昇も見込まれることから、公社が持つ用地の先行取得機能は意義がある。

単位：千円

項目	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
当期収益	44,078	240,308	733,225	11,707	77,899
当期費用	48,795	266,529	888,321	38,534	83,786
当期純利益	▲4,717	▲26,221	▲155,096	▲26,827	▲5,887
資産合計	1,062,674	1,026,607	645,019	615,940	595,612
負債合計	259,810	249,964	23,472	21,220	6,779
資本合計	802,864	776,643	621,547	594,720	588,833
うち資本金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
うち準備金	797,864	771,643	616,547	589,720	583,833

2 課題

- ・都市計画事業等については、国の社会資本整備総合交付金等を可能な限り活用して実施しているが、採択された当該交付金の活用だけでは、交渉の時機を逃すことや、事業用地等の取得範囲が限定されることから、公社の先行取得機能により必要な事業用地等の取得を行い、その後、当該交付金が採択された時点で市への買い戻しを行い事業化に取り組んでいる。今後も、速やかに都市計画事業を推進していくためには、公社の先行取得機能は重要であり、その役割を維持していく必要がある。
- ・市内の地価公示価格等が、令和4年まで前年比で下落傾向であったが、令和5年からは、一部横ばいの場所もあるが、上昇に転じているため、公有地の先行取得が有効であると考えられ、先行取得した場合は、公有地の売却（買戻し）について、市との調整により計画的に実施する必要がある。
- ・自主事業については、売却できる造成用地が残っておらず、毎年度、人件費等の一般管理費が損失となってしまう状況であることから、都市計画事業等の状況を踏まえ、公社の必要性を検討する必要がある。

3 次期行政改革大綱の方針

都市計画事業等を早期に実施するためには、時機を逃さず事業用地の取得を行うことが重要であり、現段階では、公社が持つ用地の先行取得機能を維持し、都市計画事業等の実施状況を踏まえ、公社の必要性を検討していく。

●野田業務サービス株式会社

1 現状

(1) 現行行政改革大綱の方針

会社の経営の安定化と社員の質の向上を図るため、必要な指導監督を行うとともに、次の経営改革案に基づく経営改善を支援していく。

(経営改革案)

- ・経営の基盤である学校給食調理業務については、安全衛生管理の徹底と調理技術の向上を図り、引き続き、安心安全な給食を提供していく。
- ・給与をはじめとする社員等の労働条件については、会社の将来を見据え人材を確保していくために、常に点検し働きやすい職場環境とするための対策を講じていく。
- ・調理の重要な役割を担う調理員が継続して勤務できるように、研修等の実施により人材を育成するための仕組みを検討し、改善を図る。
- ・学校給食調理業務を維持し、経営の基盤である給食関連業務の安心安全の質を高め、更なる経営の安定化を図る。

(2) 法人の概要

所在地	野田市宮崎 210 番地の 5				
代表者名	代表取締役 今村 繁（野田市副市長）		設立	平成 14 年 5 月 7 日	
基本財産	10,000 千円	うち市出資金	6,700 千円	市出資比率	67%
役員数	7 人	従業員数	201 人	決算時期	3 月
設立目的等	学校給食調理業務の委託化に伴い、市が運営に直接関与し、公共性を確保できる行政補完型第三セクターとして設立				
事業内容	・学校給食調理業務 ・学校給食配膳業務 ・保育所給食調理業務 ・野田市郷土博物館及び野田市民会館指定管理業務				

※役員 7 人のうち市職員は、代表取締役を含め、総務部長（取締役）、生涯学習部長（取締役）、学校教育部長（取締役）、総務課長（監査役）の 5 人

※従業員数については、令和 6 年 4 月 1 日現在

(3) これまでの法人の取組

①学校給食調理業務

令和2年度から、学校給食センターの調理業務に野田幼稚園を加え6校1園とし、令和5年度から、福田保育所の調理業務を受託し、令和6年度は、小中学校18校（単独校）、学校給食センター（6校1園）及び福田保育所の給食調理業務を受託している。加えて、13校2園（学校給食センター分6校1園、関宿学校給食センター分7校1園）の給食配膳業務を受託している。

また、最低賃金の上昇など社会情勢の変化に対応する形で、社員の賃金改定やハラスメント防止規程の整備等、処遇改善を進めてきた。全国的に調理員不足の状況にある中で、調理員が定着しない状況が続いていることを受け、令和6年4月1日から、臨時調理員の時給の引上げや調理社員の給料表の見直しを行うとともに、調理社員のキャリアアップ意欲の向上を図るための主任・副主任手当の引上げ、定年延長制度の導入に伴う昇給停止年齢の引上げ等の処遇改善を行った。調理員数は、令和6年9月1日現在で、130人（社員65人、臨時65人）となっており、令和6年度の配置予定人数123人（社員64人、臨時59人）を上回っている。

令和6年10月からは、社会保険適用拡大の対象となったことに伴い、臨時調理員について、社会保険に加入しない者に対しては、その希望に応じ、柔軟な働き方ができるよう勤務時間の調整に対応し、加入希望者に対しては、加入の利点を通じ、将来的な社員登用等のキャリアアップ意欲の向上を図っている。

社員教育については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた健康管理、衛生管理基準及び異物混入防止に関するマニュアルの再確認などの研修に加え、緊急な対応が必要な事故等があった場合には、即時主任会議を開催し事故防止策等について周知徹底を図るなど、強化を行ってきた。

②野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理業務

令和元年度から、野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理者の指定を受け、両施設の管理運営業務を行っている。

市民会館では、施設の観覧に加えて貸部屋を行い、郷土博物館では、常設展に加え、様々な企画展を開催したほか、子どもたちを対象とした古代アクセサリーをつくる体験教室などの事業を行っている。入館・利用者数は、新型コロナウイルス感染対策のための休館や施設改修の影響により大幅な変動があった。

◆郷土博物館入館者数

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入館者数	26,811	16,023	26,860	10,863	19,735

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月29日から同年6月7日まで臨時休館とし、再開後は入館者の制限を行いながら運営した。また、令和3年9月1日から同年9月30日まで臨時休館とした。

※屋根改修のため、令和4年9月20日から令和5年4月28日まで休館した。

◆市民会館利用団体及び利用者数

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用団体数	1,251	659	923	1,305	1,372
利用者数	12,304	4,326	5,724	8,545	10,118

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月29日から同年6月7日まで臨時休館とし、再開後は部屋ごとの入室制限を行いながら運営した。また、令和3年9月1日から同年9月30日まで臨時休館とした。

(3) 財務状況

市からの給食調理及び配膳業務委託料、郷土博物館及び民会館指定管理料による収入により経営し、当期利益の黒字を維持しており、繰越利益剰余金は年々増加している。

単位:千円

内容	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
当期収入	414, 636	416, 526	412, 967	410, 737	426, 063
当期支出	411, 057	413, 342	411, 083	410, 052	425, 663
当期純利益	3, 579	3, 184	1, 884	685	400
資産合計	125, 825	155, 122	128, 811	130, 129	137, 798
負債合計	93, 637	119, 750	91, 554	92, 187	99, 455
純資産合計	32, 188	35, 372	37, 257	37, 942	38, 343
うち資本金	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000
うち利益準備金	500	500	500	500	500
うち繰越利益剰余金	21, 688	24, 872	26, 757	27, 442	27, 842

2 課題

- 安定した給食調理体制を維持し、安心安全な給食を提供していくため、更なる処遇改善を行うとともに、働きやすい職場環境を整備した上で、十分な調理員を確保するとともに、調理技術の向上に向けた研修等により調理員の育成を強化する必要がある。
- 令和4年度に保健所の立ち入り検査を受けるなど、異物混入事案が発生しているため、調理員に対し、野田市学校給食異物混入防止マニュアルの遵守など、更なる安全衛生管理の徹底を図る必要がある。
- 令和3年度以降、臨時調理員数が調理社員数を上回る状況が続いており、継続的に安定して給食を提供していくため、調理社員の採用及び育成を強化する必要がある。
- 経験や意欲のある臨時調理員に対し、積極的に調理社員への登用を促しているが、新規採用も含め、調理社員の確保が進んでいない。一般的な会社の年間就業日数（260 日 8 時間労働）に比べ、夏休み等の長期休校日があることから就業日数が年間約 197 日と少ないため、子どもの夏休みに合わせて長期休暇を取得できるメリットもあるが、年収が少ないことが要因の一つであるため、長期休校期間中でも収入が確保できるような事業分野を検討する必要がある。
- 調理員や栄養士の意見集約や調整が円滑に行われていないため、調理課長の配置など体制強化を図る必要がある。
- 社員募集に当たっては、ポスターなどの紙媒体に加え、まちコミメールや就職サイトなどのデジタル媒体を活用しているが、常により効果的な手法を検証していく必要がある。
- 総務部門の社員の高齢化が進んでおり、労務管理や社員教育などを行っていく上で懸念があることから、総務部門の社員の採用及び育成を行う必要がある。
- 単独調理校の調理室の施設及び設備の老朽化に伴い、事故を未然に防ぐため、異常を見つけた場合は速やかに市に報告するなど、適切に対応する必要がある。
- 郷土博物館及び市民会館の入館・利用者数は回復傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には戻っていないことから、郷土博物館については引き続き、魅力ある特別展、企画展を企画・実施し、他の文化、展示施設と連携しながら、来館者の増加を図る必要がある。市民会館については、国の登録有形文化財に指定された建設 100 年の歴史ある建造物としての魅力発信に努め、利用者、来館者の増加を図る必要がある。

3 次期行政改革大綱の方針

会社の経営の安定化及び社員の質の向上を図るため、市は、必要な指導、監督を行う。老朽化した単独調理校の調理室の施設については、引き続きファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針により適切に対応するとともに、設備についても点検等適切に対応する。

- ・安定した給食調理体制を維持し、安心安全な給食を提供していくため、更なる処遇改善を行うとともに、働きやすい職場環境を整備した上で、調理員を確保する。
- ・野田市学校給食異物混入防止マニュアルの遵守など、安全衛生管理を徹底し、調理技術の向上に向けた研修等により調理員の育成を強化する。
- ・調理員や栄養士の意見集約や調整が円滑に行われていないため、調理課長の配置など体制強化を図る。
- ・社員募集に当たっては、デジタル媒体を効果的に活用するなど、常に+より効果的な手法を検証していく。
- ・臨時調理員の社員登用にに向けたキャリアアップ意欲の向上を図っていく。
- ・単独調理校の調理室の施設の老朽化に伴い、事故を未然に防ぐため、異常を見つけた場合は速やかに市に報告するなど、適切に対応する。
- ・博物館及び市民会館の来館者の増加を図るため、積極的に引き続き魅力ある企画展示等を行っていく。

●株式会社野田自然共生ファーム

1 現状

(1) 現行行政改革大綱の方針

(経営改革案)

環境保全型農業を実践し「自然にやさしい、人にやさしい農業」を目指す第三セクターとして、江川地区での先進的な取組である「自然保護と農業が共生する新しい形」をコウノトリや市民農園を通じて市内外にアピールし、本市の魅力発信を行う役割を担う。

経営の安定化に向け、営農活動に稲作や飼料用米などの新たな作物を取り入れるほか、耕作放棄地等を利用した畑作(麦、大豆)に取り組むなど規模拡大に努める。

さらに、深刻化する担い手・後継者不足と耕作放棄地の解消を目指すため、就農支援事業を継続して実施する。

○ 自然保護活動(江川地区)

- ・江川の自然が体験できる水田型市民農園の周辺に畑地での体験農園を加え、集客力と収益性の向上を図る。
- ・復田を進め、営農活動の拡大を図る。
- ・コウノトリ飼育業務では、研修等を通じて飼養技術の確立に努める。
- ・魚道、ビオトープ、散策路などの管理を通じて、江川の自然のPRに努める。

○ 営農活動(全市域)

- ・ブロックローテーションによる経営安定対策事業(麦、大豆の作付け)を継続するとともに、稲作や飼料用米などの新たな作物を取り入れる。
- ・水稻、飼料用米等に係る播種、耕運、稲刈りなどの作業受託や畑地における経営安定対策事業(麦、大豆の作付け)など規模拡大に取り組み、更なる収益の確保を図る。

・経営規模の拡大に応じた効率的な組織への見直しを図る。 ・効率的な施設、機械の更新を行う。 ・農地中間管理事業の担い手として耕作放棄地の再生事業に取り組む。
○ 耕畜連携事業
・市の新たな取組である耕畜連携事業において、飼料生産（SGS）の加工部分を担い、継続的な収益の確保に努める。
○ 就農支援事業
・担い手、後継者不足を解消するため国の事業で整備した拠点を活用し、市と連携して就農希望者が多く集まる事業として再構築し、あわせて耕作放棄地を積極的に利用し、その解消を図る。
○ 受託業務
・堆肥センター管理運営業務 ・東葛飾地域農林業センター施設管理業務 ・小船橋水辺公園管理業務 ・コウノトリ飼育業務

（２）法人の概要

所 在 地	野田市木野崎 891 番地の 1				
代 表 者 名	代表取締役 今村 繁（野田市副市長）		設 立	平成 18 年 9 月 6 日	
基 本 財 産	310,550 千円	うち市出資金	310,300 千円	市出資比率	99.9%
役 員 数	8 人	職員数	35 人	決算時期	3 月
設立目的等	・地域の活性化と次世代農業の担い手としての位置付けを目指しつつ、野田市における農業支援や自然環境保護対策の趣旨を踏まえ、江川及び船形両地区の農業環境を取り巻く状況に応じた役割を果たす。 ・野田市農業の先進的な取組として、地域農業の活性化、自然環境の保護に寄与する。				
事 業 内 容	・農業の経営 ・農産物の生産、加工、販売 ・農作業の代行、請負、受委託 ・市民農園の運営事業 ・農業土木事業 ・野田市関係施設の管理運営業務の請負 ・その他上記に附帯関連する一切の事業				

※役員 8 人のうち市職員は、代表取締役を含め、建設局長（取締役）、自然経済推進部長（取締役）の 3 人

※従業員数は、令和 6 年 4 月 1 日現在

（３）これまでの法人の取組

①自主事業

ア 船形地区の営農活動

国の生産調整事業は終了したが、引き続きブロックローテーションによる高度な水田の活用を目的として、麦、大豆の作付け、出荷を行った。

これらは国の経営所得安定対策事業に該当し、国産の麦や大豆に対して、質、耕作面積及び収穫量に応じた補助金が交付され、県や市などの補助金も合わせると毎年船形地区単体で黒字を計上している。

なお、乾燥調製施設や作業機械については、老朽化の対応として、修繕及び更新計画を策定し、計画的な更新作業を進めている。

◆収支状況 (単位：出荷数 トン、補助金・収入・利益 千円)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
J A 出荷数	麦	25.6	20.6	23.4	19.5	26.4
	大豆	3.7	6.3	2.8	6.3	7.2
J A出荷による収入		10,459	11,928	11,701	16,374	17,240
国・県・市補助金合計		66,115	61,891	66,338	59,681	62,763
その他収入		0	0	0	2,017	2,018
利 益		14,439	19,627	15,774	4,178	9,413

イ 耕畜連携事業

平成27年度から堆肥センターにおいて、飼料用米を飼料（SGS（ソフトグレインサイレージ））に加工し、市内の酪農家に販売している。酪農家では輸入飼料価格の高騰、水稻農家では資材や燃料価格の高騰により、経営が厳しい状況が続いている中、酪農家の飼料費の削減、水稻農家の省力化やコスト削減に寄与している。特に近年では飼料価格の高騰が著しいことから、酪農家1件当たりの要望量が増加している。

◆加工・利用状況 (単位：加工数 トン)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
加工数	167	128	129	140	148
利用軒数	9	10	11	9	9

ウ 市民農園及び水稻生産事業

○市民農園事業

自然にやさしい、人にやさしい農業を目指し、自然に配慮した環境保全型農業を実践し、江川の自然が体験できる水田型市民農園として、ファミリー型とオーナー型の2タイプを設定し、田植え、草取り、稲刈りまでの米作りの技術指導や、自然体験イベント、ホタル観察会、収穫祭等を行い、市と協働で運営し、集客力向上に努めてきた。維持管理にかかる経費や、各種イベント時の人件費等の負担が大きいたことが課題となっていたことから、当初5,000円だった利用料金を、令和6年度から5,500円に見直した。

令和6年度は、野外繁殖のコウノトリの孵化の時期と重なったことから、募集者数の調整を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響のため、令和2年度から令和3年度まで中止した。令和4年度は、通常通り市民農園の募集を行い、田植え、草刈りを実施したが、新型コロナウイルス感染症第7波の影響により、稲刈り、収穫祭は中止した。

◆市民農園参加者数

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区画	155	中止	中止	132	230
参加者	485			248	410

※各種イベントにおいて人員が不足する場合は、市が応援している。

○水稻生産事業

江川地区の自然環境保護を目的とした減農薬による稲作を実施し、収穫した江川米は、J Aへの出荷、市民農園での配布、一般販売を行い、J Aに出荷した一部は、市内の学校給食に提供されている。

②受託事業

ア 江川地区における自然保護活動

○自然環境保全管理業務

江川地区における業務を行うにあたっては、生物多様性自然再生事業のシンボルであるコウノトリの飼育・放鳥の拠点であることを認識し、野外コウノトリが営巣・繁殖する等、生息の拠点となるよう、水田環境の保全管理や水路等の整備・維持管理を引き続き実施した。

また、新たに水田ビオトープの創出として、池を2箇所整備したところ、カエル類が例年より多く確認されている。

○コウノトリ飼育及び施設等管理業務

市の生物多様性のシンボルであるコウノトリの飼育事業では、市からの委託に基づき、飼育管理、飼育施設の管理、視察や見学者対応、グッズの販売、放鳥個体の採餌環境整備等を行っており、コウノトリの飼育技術のレベル向上に努め、平成27年度から合計で17羽の放鳥を行った。

また、コウノトリの飼育、観察施設「このとりの里」を設置し、コウノトリの飼育状況等を公開している。

◆観察棟入場者数

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入場者数	5,583	4,109	4,785	3,713	4,867

イ 農業人材育成事業

新規就農者の確保のため、より多くの農業の担い手と、農業後継者の育成の場とするため、令和4年度から「農業人材育成事業」に改称し、経営継承希望者にも間口を広げ、これまで農業経営を含めた作物の生産工程に重点を置いた研修に加え、農業機械の取扱いや農作業オペレーター育成の研修に取り組んでいる。

令和5年度までは、国及び市の補助事業として実施してきたが、作物販売による利益分を差し引いた金額で補助金を交付していたため収益には繋がらなかった。

令和6年度からは、本来の目的である農業の担い手、後継者不足解消に市で率先して取り組んでいく必要があるため、市の委託事業に切り替え、事務管理諸費を市から委託費で支払うこととし、作物の生産及び販売は、自然共生ファームの事業として収益が得られるようになったことから、これまでの補助事業と比べ、収支状況が改善することが見込まれる。

また、有機農業を推進するため、農業人材育成事業の目標を、有機農業者の育成に重点を置く人材育成を図っていくこととした。

事業の実績としては、過去に研修を受けた14名のうち6名が就農し、5名が市内で農業経営者となっている。

ウ その他

上記に加え、堆肥センター管理運営業務、関宿落堀ビオトープ管理業務、小船橋水辺公園管理業務、木野崎農業構造改善センター施設管理業務等を受託している。

③有機農業の推進

市として有機農業を推進していくことに伴い、野菜を中心とした有機農業の取組に対する気運や関心を高めるため、「野田市有機農業研究会」を発足し、令和7年1月30日に1回目の会議を開催し、これまでに3回会議を開催した。会議では、ノウハウもないまま

に、収入が不安定な有機農業の実践を農業経営者に依頼することは難しいことから、市の第三セクターである株式会社野田自然共生ファームが主体となって推進していくことを報告した。また、株式会社野田自然共生ファームには、有機農業を実践するノウハウがないため、視察等を行うべきとの意見があったことから、研究会委員から紹介いただいた茨城県水戸市の日本農業実践学園を令和7年2月13日に視察し、有機農業を開始するための土づくりや野菜の品目、緑肥の施用方法などについてのアドバイスをいただいた。

また、有機農業を実践するほ場について、令和7年2月9日に株式会社野田自然共生ファームと地権者との間で約7,000㎡の農地について借地契約を締結したことに伴い、当該ほ場に野田市堆肥センターの「もみ殻牛糞堆肥」を散布し、土づくりを開始した。令和8年には更に約3,000㎡を拡大する借地契約を締結する予定となっている。

(4) 財務状況

令和2年度以降、売上原価の減価償却費の中に、トラクター等の農作業機械の購入による長期未払金が含まれていることが要因で、当期純利益が赤字となっており、繰越利益剰余金も年々減少している。令和5年度に経費削減や受託事業における事務費の見直しを行うとともに、部門ごとの執行管理を行う等の経営改善を実施した結果、令和4年度に比べ、赤字額が約1,500万円減少したものの、令和4年度以降、繰越利益剰余金はマイナスとなっている。

単位：千円

内容／年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
当期収入	243,162	248,448	241,197	230,395	247,547
当期支出	242,208	262,162	248,182	255,790	257,967
当期純利益	954	▲13,714	▲6,985	▲25,395	▲10,420
資産合計	379,046	343,598	375,170	352,598	345,569
負債合計	75,272	53,538	92,095	94,918	98,309
資本合計	303,774	290,060	283,075	257,680	247,260
うち資本金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
うち資本準備金	155,275	155,275	155,275	155,275	155,275
うちその他資本剰余金	27,757	27,757	27,757	27,757	27,757
うち繰越利益剰余金	20,742	7,028	43	▲25,352	▲35,772

2 課題等

- ・船形地域の営農活動では、引き続き作業機械の更新に努めるとともに、気候変動に対応した作付体系の検討を進め、生産量の安定に努めることが必要である。
- ・耕畜連携事業において、引き続き飼料（SGS）生産の加工部分を担い、継続的な収益事業とするとともに、高止まりする飼料価格に直面する酪農家の経営安定を図る必要がある。
- ・江川地区において、市の自然再生のシンボルとして取り組んでいるコウノトリ飼育業務では、引き続き飼養技術のレベルの向上に努める必要がある。また、自然と共生する環境保全型農業を推進するために引き続き減農薬による水稻の生産を行うとともに、江川米の収穫量を増加させるため、作付け品種の検討や作業効率の向上を図る必要がある。
- ・有機農業について、有機農業を実践しているほ場での土づくり等を実施するとともに、完全有機や減農薬の分類分け、少量多品目や多量一品目の種類分けなど、有機農業の方向性を見極める必要がある。

- ・有機農業で散布する堆肥は、慣行栽培と比べると、倍以上の散布量が必要であると考えられ、有機農業のほ場が増加した場合、新たな堆肥センターの建設が必要不可欠となるため、場所の選定などを進める必要がある。
- ・農業人材育成事業については、機械の操作技術等の研修や有機農業などの自主事業の充実を図るとともに、本市が抱える担い手・後継者不足や、耕作放棄地対策に取り組む必要がある。
- ・受託事業である堆肥センター管理運営業務をはじめ、人員の確保対策としては最低賃金の上昇に合わせた適切な給与体系や作業条件の見直しとともに、部署ごとの労働時間の平準化を図る必要がある。
- ・本市の農業の発展に不可欠な農業経営のスマート農業（機械化、施設化等）の推進を検討する必要がある。

3 次期行政改革大綱の方針

~~経営の安定化を図るため、市は、必要な指導、監督を行う。~~

- ・船形地域の営農活動では、引き続き作業機械の更新に努めるとともに、気候変動に対応した作付体系の検討を進め、生産量の安定に努める。
- ・耕畜連携事業では、飼料（SGS）生産の加工部分を担い、継続的な収益事業とするとともに、高止まりする飼料価格に直面する酪農家の経営安定を図る。
- ・江川地区では、自然保護活動としてコウノトリ飼育業務における飼養技術のレベルの向上を図る。また、江川米の収穫量を増加させるため、作付け品種の検討や作業効率の向上を図る。
- ・有機農業について、有機農業を実践しているほ場での土づくり等を実施するとともに、完全有機や減農薬の分類分け、少量多品目や多量一品目の種類分けなど、有機農業の方向性を見極めた上で推進する。
- ・有機農業のほ場が増加した場合に備え、新たな堆肥センターの建設を検討する。
- ・農業人材育成事業については、引き続き慣行栽培の研修を実施するとともに、目標を有機農業者の育成に重点を置く人材育成に転換し、有機農業に意欲のある新規就農希望者を募集する。
- ・農業経営効率化のため、スマート農業（機械化、施設化等）の推進を検討する。

附属機関等の整理合理化

1 現状等

(1) 現行政改革大綱の方針

引き続き、既存の附属機関の活用を軸に新設を抑制し、附属機関の肥大化、非効率を防止する。

選出団体や審議対象が重複する附属機関は、審議の効率化を図るため、統合に向けた検討を行う。

- ・社会教育委員及び公民館運営審議会の統合
- ・青少年問題協議会及び青少年センター運営審議会の統合

また、各附属機関の委員構成区分については、実状に沿ったものとなるよう整理し、必要に応じて根拠条例等の改正を行い、公募委員については、応募者を増員するための取組を実施し、公募委員の拡充を図る。

(2) これまでの取組（令和元年度以降）

①附属機関の新設及び統廃合

附属機関は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法第 14 条の規定に基づき設置する機関で、学識経験者、関係団体の代表者、公募委員等を委員として、行政執行のために必要な審査、審議、調査等を行う合議制の機関である。

平成 30 年度末で 56 件であったが、審議内容等が重複しているものを統合するとともに、新たな行政課題への対応など真に必要なものを新設し、令和 6 年度末現在で 57 件となっており、現時点において統合すべきものはない。

◆新設及び統廃合の内容

時期	内容	理由
平成 31 年 4 月	青少年センター運営審議会を廃止し、青少年問題協議会に統合	審議内容及び委員選出団体が重複していたため
令和元年 7 月	公民館運営審議会及び社会教育委員を統合し、新たに生涯学習審議会を設置	審議内容及び委員選出団体が重複していたため
令和元年 9 月	みどりの市民会議を廃止	平成 8 年度以降、会議の開催実績がなかったため
令和元年 10 月	新たに生物多様性のだ戦略市民会議を設置	生物多様性のだ戦略の計画改定に係る調査・審議を行うため
令和 3 年 2 月	新たにコミュニティバス等対策審議会を設置	まめバスの利便性向上と利用者の増加を図るため、利用が進まない原因等の調査・分析を行い、市の交通政策の発展につなげるため
令和 3 年 6 月	新たにいじめ問題再調査委員会を設置	令和元年 7 月に起きた市内小学生の自死について、令和 3 年 4 月に遺族から再調査の意向が示されたことから、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定に基づく再調査を実施するため

令和6年4月	人権施策推進協議会及び男女共同参画審議会を統合し、新たに人権・男女共同参画推進審議会を設置	委員選出団体が重複しており、「人権啓発・教育に関する野田市行動計画」と「野田市男女共同参画計画」が令和6年度末で期間満了となることから、両計画の見直しをより広い視点で検討するため
	新たに福祉会館運営委員会を設置	人権施策推進協議会の専門部会として「福祉会館等部会」を設置していたが、同協議会が廃止になったため
	新たに開発事業等紛争調停委員会を設置	事業者及び地域住民間で発生する開発事業等に係る紛争の予防及び解決に関する重要事項を調査審議するため

◆附属機関一覧（57 機関）（組織順、令和6年度末現在）

ア 法律の必置規定に基づき条例で設置した機関（9 機関）

No	名 称	開催回数			所管課
		R6	R5	R4	
1	行政不服審査会	0	0	0	総務課
2	国民健康保険運営協議会	3	3	3	国保年金課
3	国民保護協議会	0	0	0	防災安全課
4	防災会議	2	3	1	防災安全課
5	野田市駅西土地地区画整理審議会	1	1	1	都市整備課
6	野田都市計画事業梅郷駅西土地地区画整理事務所	1	1	1	梅郷駅西土地地区画整理事務所
7	民生委員推薦会	2	3	3	生活支援課
8	障害支援区分認定審査会	14	12	12	障がい者支援課
9	介護認定審査会	205	158	145	高齢者支援課

※令和4～6年度で未開催の年度がある附属機関

名称	設置目的	未開催の理由
行政不服審査会	本市における行政不服審査制度の適正な実施のため、市が行った処分又はその不作為についての審査請求に係る事件について調査審議する。	審査請求に係る諮問がなかったため
国民保護協議会	当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する。	国民保護計画の修正等、開催する事案がなかったため

イ 個別法の設置できる規定に基づき条例で設置した機関（12 機関）

No	名 称	開催回数			所管課
		R6	R5	R4	
1	いじめ問題再調査委員会	1	10	10	総務課
2	自転車等駐車対策等協議会	1	0	0	市民生活課
3	スポーツ推進審議会	2	2	5	スポーツ推進課
4	廃棄物減量等推進審議会	1	5	1	清掃計画課

5	環境審議会	1	4	0	環境保全課
6	都市計画審議会	4	3	3	都市計画課
7	障がい者基本計画推進協議会	1	4	2	障がい者支援課
8	児童福祉審議会	5	1	4	児童家庭課
9	文化財保護審議会	1	2	2	生涯学習課
10	青少年問題協議会	1	0	2	生涯学習課
11	図書館協議会	2	2	2	興風図書館
12	いじめ問題対策委員会	0	0	0	指導課

※令和 4～6 年度で未開催の年度がある附属機関

名称	設置目的	未開催の理由
自転車等駐車対策等協議会	自転車等の駐車対策及び施策の総合的な推進のため、自転車等駐車場の料金設定、市内各駅における自転車等駐車場整備及び放置自転車等禁止区域の設定等について審議する。	令和 4 及び 5 年度は、開催する事案がなかったため
環境審議会	環境基本法の規定に基づき、本市の環境の保全に関する事項を調査審議する。	令和 4 年度は、開催する事案がなかったため
青少年問題協議会	青少年の健全育成を推進するため、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する重要事項の調査審議及び必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る。	令和 5 年度は、開催する事案がなかったため
いじめ問題対策委員会	いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、小学校又は中学校において発生したいじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるなどの重大事態に係る事項について調査審議する。	開催する事案がなかったため

ウ 地方自治法に基づき条例で設置した機関（36 機関）

No	名 称	開催回数			所管課
		R6	R5	R4	
1	表彰審査会	1	1	1	市政推進室
2	コミュニティバス等対策審議会	4	6	3	企画調整課
3	総合計画審議会	0	0	4	企画調整課
4	情報公開・個人情報保護審査会	4	7	8	総務課
5	退職手当審査会	0	0	0	人事課
6	特別職報酬等審議会	2	1	0	人事課

7	行政改革推進委員会	6	1	1	行政管理課
8	公契約審議会	2	1	2	管財課
9	市営住宅入居者選考等委員会	3	2	2	営繕課
10	市史編さん委員会	1	1	1	市史編さん担当
11	市民活動事故判定委員会	0	0	0	市民生活課
12	技能功労者選考委員会	1	1	1	商工労政課
13	商工業振興協議会	0	0	0	商工労政課
14	農業振興審議会	3	3	4	農政課
15	農業振興資金融資運営委員会	0	0	0	農政課
16	生物多様性のだ戦略市民会議	1	0	5	みどりと水のまちづくり課
17	清掃工場等環境保全協議会	1	1	1	清掃計画課
18	新清掃工場建設候補地選定審議会	0	0	0	清掃計画課
19	公共下水道運営審議会	2	2	2	下水道課
20	開発事業等紛争調停委員会 ※	0	—	—	都市計画課
21	地区計画建築審議会	0	0	0	建築指導担当
22	ホテル等審議会	0	0	0	建築指導担当
23	地域福祉計画審議会	3	1	3	生活支援課
24	老人ホーム入所判定委員会	4	2	6	高齢者支援課
25	老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会	3	6	2	高齢者支援課
26	人権・男女共同参画推進審議会 ※	2	—	—	人権・男女共同参画推進課
27	福祉会館運営委員会 ※	1	—	—	人権・男女共同参画推進課
28	保健医療問題審議会	4	1	0	保健センター
29	予防接種健康被害調査委員会	1	2	4	保健センター
30	文化センター運営審議会	2	1	1	生涯学習課
31	生涯学習審議会	1	2	3	生涯学習課
32	通学区域審議会	1	1	1	学校教育課
33	学校給食運営委員会	3	4	3	学校教育課
34	教育支援委員会	3	3	3	指導課
35	水道事業運営審議会	5	3	3	水道部業務課
36	消防委員会	0	1	2	消防総務課

※は、令和6年4月1日から施行されたもの

※令和4～6年度で未開催の年度がある附属機関

名称	設置目的	未開催の理由
総合計画審議会	市民の意見を総合計画に反映させるため、市の総合計画の樹立、調整、その他、その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。	令和5及び6年度は、令和5年2月に総合計画後期基本計画の策定が完了し、開催する事案がなかったため
退職手当審査会	退職手当の支給制限等の処分を行う際に、公正を期すため、処分について調査審議する。	開催する事案がなかったため

特別職報酬等審議会	議員報酬等の額を定めるに当たり、住民の十分な理解と指示が得られるよう、議員報酬等の額に関する事項について調査審議する。	令和 4 年度は、議員報酬等の額を改訂しなかったため
市民活動事故判定委員会	野田市市民活動災害補償保険における被保険者の事故の認定を適正かつ迅速に処理するため、事故の原因究明及び事故責任、損害賠償補償及び傷害補償その他事故の処理に関し調査する。	開催する事案がなかったため
商工業振興協議会	商工業の活性化と地域振興を図るため、商工業振興事業に関する事項について調査審議する。	開催する事案がなかったため（令和 8 年度条例改正予定）
農業振興資金融資運営委員会	融資機関から農業振興資金を借り受けた市内で農業を自ら営む者に対し、利子補給を行い、農業経営の安定と近代化を推進するため、融資に関する重要な事項について審査する。	開催する事案がなかったため
生物多様性のだ戦略市民会議	市民参加による生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の推進に資するため、生物多様性のだ戦略に関する事項について調査審議する。	令和 5 年度は、令和 5 年 3 月に第 2 期戦略の策定が完了し、開催する事案がなかったため
新清掃工場建設候補地選定審議会	緊急の課題である新清掃工場の建設について、建設地として最も適する候補地の選定その他新清掃工場の建設に関する事項について、全市民的見地から審議する。	候補地を選定し、答申したため
開発事業等紛争調停委員会	開発事業等に当たり、良好な近隣関係の保持を図るとともに、良好な生活環境の維持並びに自然環境及び景観の保全に及ぼすような開発事業等を抑制するため、開発事業等に係る紛争の予防及び解決に関する重要事項を調査審議する。	開催する事案がなかったため
地区計画建築審議会	地区計画の区域内における建築物について、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認め、又は地区計画の区域内の良好な都市環境を害するおそれがないと認め許可するため、調査審議する。	開催する事案がなかったため

ホテル等審議会	ホテル等の建築に対し、市民の良好な生活環境及び青少年の教育環境を保全するため、ラブホテル等に該当するか否かについて必要な事項を調査審議する。	開催する事案がなかったため
保健医療問題審議会	保健医療の充実を図るため、市民の健康管理システムの確立に関する事等について調査審議する。	令和 4 年度は、開催する事案がなかったため
消防委員会	消防の円滑な運営を図るため、消防の組織及び運営に関する事項について調査審議する。	令和 6 年度は、消防組織の運営に係る意見集約に時間を要したため

②その他の会議等の新設及び廃止

その他の会議等は、附属機関ではない会議等で、学識経験者、関係団体の代表者、公募委員等の委員から広く意見を頂き、市政運営の参考とするためのものである。平成 30 年度末現在で 10 件であったが、役割を終えたものを廃止するとともに、新たな行政課題への対応など真に必要なものを新設し、令和 6 年度末現在で 11 件となっている。

◆新設及び統廃合の内容

時期	内容	理由
令和 4 年 3 月	小中学校結核対策委員会を廃止	学校保健安全法施行規則の改正に伴い、小中学校結核対策委員会による精密検査の必要性に関する検討が不要となったため
令和 5 年 3 月	文化財保存活用地域計画策定協議会を時限的に設置	文化財保護法の改正により作成が必要となった「文化財保存活用地域計画」について審議を行うため
令和 6 年 12 月	新たに鈴木貫太郎記念館再建基本計画策定専門委員会を設置	鈴木貫太郎記念館再建基本計画策定業務の適切な推進を図るため

◆その他の会議等の一覧（組織順、令和 6 年度末現在）

No	名 称	所管課
1	総合教育会議	市政推進室
2	鈴木貫太郎記念館再建基本計画策定専門委員会	市政推進室
3	まち・ひと・しごと創生専門委員	企画調整課
4	市民活動支援センター運営協議会	市民生活課
5	道の駅整備検討委員会	商工労政課
6	福祉のまちづくり運動推進協議会	生活支援課
7	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	障がい者支援課
8	福祉有償運送運営協議会	高齢者支援課
9	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭総合支援課
10	ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会	子ども家庭総合支援課
11	文化財保存活用地域計画策定協議会	生涯学習課

③委員の区分の明確化

委員の区分について、各附属機関等の条例等の規定により、「学識経験者」としているものがあるが、「地域住民の代表者」を委嘱するなど適切ではないものがあつたことから、学識経験者の定義を「諮問された内容に対し、専門的な見地を有し意見できる方（具体的には大学教授、弁護士、元職員等）」と明確にした上で、その定義に当てはらないものについて、千葉県等の職員を「関係行政機関の職員」とするなど、令和元年 10 月に関係条例を見直し、その委員にふさわしい区分を設定した。

④公募委員の応募を増やす取組

ア) 新たな周知方法

広く市民目線での意見を市政に反映させ、市民参加の推進による市民との協働を進めるため、公募委員の募集に当たり、市報や市ホームページへの掲載、まめバス車内への掲示、市内各駅の電光掲示板での案内、本庁舎 1 階に設置している案内板での案内、成人式参加者へのチラシ配布等に加え、令和 5 年 3 月から、まめメールの配信による周知を行っている。

◆公募委員を置くこととしている附属機関等における公募委員の応募状況

	附属機関等数			応募者数	定数	委嘱数	充足率
		定数充足	充足率				
元年度	15	14	93.3%	79	32	31	96.9%
2 年度	9	6	66.7%	21	18	15	83.3%
3 年度	16	10	62.5%	55	39	29	74.4%
4 年度	9	8	88.9%	34	18	17	94.4%
5 年度	15	13	86.7%	68	33	31	93.9%
6 年度	10	7	70.0%	30	20	17	85.0%
総 数	27	21	77.8%		59	52	88.1%

イ) 周知方法の検証

効果的な周知方法について検証を行うため、令和元年 10 月から、公募委員申込書に、アンケート項目として、公募委員の募集開始の情報を得た媒体について回答する項目（複数回答可）を設けて、情報収集している。

◆アンケート結果（令和元年度は 10 月以降の数字）

項目	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	合計	割合
市報	31	12	31	22	49	19	164	66.9%
市ホームページ	6	7	11	5	8	5	42	17.1%
まめメール	0	0	0	3	2	0	5	2.1%
窓口	2	0	3	0	3	1	9	3.7%
駅電光掲示板	2	0	1	1	0	1	5	2.1%
駅構内ポスター	0	0	0	1	0	0	1	0.4%
デジタルサイネージ	0	1	0	1	0	0	2	0.8%
まめバスポスター	1	0	0	0	0	0	1	0.4%
その他（知人からの紹介など）	1	0	5	0	5	5	16	6.5%
合計	43	20	51	33	67	31	245	

※アンケート回答率は、累計で 94.8% (237/250 人) ※237 人中 6 人が複数回答

ウ) 任期途中で辞職した場合の取扱いの見直し

公募委員が任期途中で辞職した場合、そのまま欠員としていたが、令和2年5月に「審議会等への公募委員の導入に関する基本方針」を見直し、「補欠の取扱い」の項目を追加し、合格点を満たしたが選考されなかった者を補欠者として選考することができることとした。

(参考) 近隣自治体における公募委員の人数及び再任・併任の対応

	柏	松戸	流山	我孫子	鎌ヶ谷	野田
連続した再任	否	12年まで可 ※ただし、公募による	3期まで可 ※ただし、公募による	否	否 ※審議の継続性の確保等特別の場合は可	否 ※審議の継続性の確保等特別の場合は可
併任	否	5機関まで可	否 ※審議の継続性の確保等特別の場合は3件まで可	否	否 ※審議の継続性の確保等特別の場合は可	否
人数	定めなし	定めなし	1/3以上	定めなし	1割以上	原則2人

2 課題

- ・附属機関等について、その役割が重複するものを統合し、役割を終えたものを廃止するなど、引き続き附属機関の適正化を図る一方で、新たな行政課題への対応など真に必要なものは新設していく必要がある。
- ・開催頻度が少ない附属機関については、その設置目的に照らしてその必要性を検討する必要がある。
- ・より審議の活性化を図るため、常に運営上の問題点がないか点検し、問題点がある場合は、随時、運営の見直しを検討していく必要がある。
- ・広く市民目線での意見を会議に反映させ、市民参加の推進による市民との協働を進める趣旨に則り、公募委員を導入しているが、令和6年度末現在で公募委員が定数割れしている附属機関等は、27機関中21機関、委嘱している人数は、定数59人に対して52人（充足率88.1%）となっている。
- ・公募委員募集の情報を得た媒体に係るアンケート結果、市報が66.9%と大半を占めている状況を踏まえ、公募委員の充足率100%に向けて、市報以外の媒体による周知を充実させ、より効果的・効率的な周知を行う必要がある。
- ・公募委員の趣旨そのものについても、より広く周知し、浸透させる必要がある。
- ・より多くの市民意見を伺う必要がある場合は、必要に応じ公募委員の人数を増やす対応を行っているが、公募委員は原則2人としている中で、定数に満たない審議会が約4分の1となっており、単純に枠を増やせばよいということではないと考えられる。
- ・広く市民目線での意見を市政に反映させるという趣旨から、公募委員の再任について、委嘱期間を超えて審議するなど特別な事情がある場合を除き、認めていないが、応募者がいない又は定数に満たない場合には再任を可能とするなど、見直しを検討する必要がある。
- ・公募委員の併任については、例外なく認めていないが、同一人が複数の審議会の委員を併任することは、広く市民目線での意見を市政に反映させるという趣旨に照らして望ましいことではなく、制限をなくすと同じ方が幾つもの公募委員になるといったことも想定されるため、慎重に検討する必要がある。

3 次期行政改革大綱の方針

附属機関等について、その役割が重複するものを統合し、役割を終えたものを廃止するとともに、その設置目的に照らしてその必要性を検討するなど、引き続き附属機関の適正化を図る一方で、新たな行政課題への対応など真に必要なものは新設する。また、より審議の活性化を図るため、常に運営上の問題点がないか点検していく。

公募委員の募集に当たっては、公募委員の趣旨そのものも含め、より広くかつ効果的・効率的な周知を行う。また、公募委員の再任について、応募者がいない又は定数に満たない場合には可能とするなどの見直しを行う。

令和 7 年度第 1 回行政改革推進委員会資料 修正箇所一覧

令和 7 年度第 1 回行政改革推進委員会資料について、行政改革推進委員会の中で頂いたご意見を踏まえ、下表のとおり修正しました。

資料	No	頁	修正箇所	修正内容	委員からの意見
1-1 外郭団体の運営の 合理化	1	P. 1	● 外郭団体に対する取組方針	外郭団体に対する取組方針の追加	各団体に対する方針に加え、外郭団体に対する取組方針を記載してほしい。プライドをもって働くことに資するような方針も記載してほしい。
	2	P. 7	3 次期行政改革大綱の方針（開発協会）	施設の有効活用によりスポーツ振興等に資する自主事業の実施を検討する旨追加 指導監督を行う旨の記載について、P. 1 外郭団体に対する取組方針に記載することに伴い削除	都市公園の維持管理に加え、経営健全化に資する方針を記載してはどうか。 －
	3	P. 12	3 次期行政改革大綱の方針（野田業務サービス）	文言の修正（引き続き⇒積極的に） 指導監督を行う旨の記載について、P. 1 外郭団体に対する取組方針に記載することに伴い削除	博物館の学芸員を更に活用できる体制にする必要がある。 －
	4	P. 17	3 次期行政改革大綱の方針（野田自然共生ファーム）	指導監督を行う旨の記載について、P. 1 外郭団体に対する取組方針に記載することに伴い削除	－
	5	P. 2～6	◆ 附属機関一覧	設置根拠別に、各審議会開催状況、未開催の理由等を記載	審議会の活性化について引き続き検討してほしい。
	6	P. 8	2 課題	設置目的に照らし必要性を検討する必要がある、運営上の問題を点検し随時見直しを検討する必要がある旨追加	
	7	P. 9	3 次期行政改革大綱の方針	設置目的に照らし必要性を検討する、運営上の問題を点検し随時見直しを検討する旨追加	
	8	P. 8	2 課題	公募委員併任について、制限をなくすと同じ方が幾つもの委員になることが想定される旨追記	
1-2 附属機関等の整理 合理化					公募委員の併任について慎重にならなくてもよいのではないかと。

定員の適正化

1 現行政改革大綱の方針

①効率的な人材活用の推進

指定管理者制度や民間委託の推進による職員数の抑制に努めるとともに、少子高齢化の進展に伴うきめ細やかな市民サービスの向上を図るため、会計年度任用職員や再任用職員を活用しながら、適正な職員数の確保を行う必要がある。

また、目標となる職員数は、正規職員が行う本格業務と会計年度任用職員が行う業務の内容が明確となる 31 年度中に次の点に留意し検討する。

なお、野田市職員定数条例の改正については、31 年 3 月議会において、常備消防の強化に伴う増員分及び直営保育所に勤務する正規保育士増員分について改正を行い、32 年 3 月議会において、会計年度任用職員が行う業務の内容や処遇等の検討結果に基づき職員定数条例の改正を行う。

- ・会計年度任用職員の配置について、各所属における業務実態をさらに調査し、具体的な活用方法をさらに検討する必要がある。
- ・会計年度任用職員の給与処遇についても、就ける職や経験等を勘案した給与水準を更に精査・検討し、適正な給料を決定する必要がある。
- ・再任用職員の現業職のうち、清掃の収集業務、清掃工場の機械操作等の業務、補修事務所の道路補修業務については、フルタイム再任用職員の導入により市民サービスの維持が可能であり、かつ、常勤職員時の給与から大幅に削減されるため活用していく必要がある。
- ・再任用職員の一般行政職については、短時間勤務の形態や現役時から役職が下がること等によるモチベーションの低下が課題であるが、フルタイムは職員定数にカウントされること、組織活性化のため若手の管理職の登用が必要なこと等により対応が難しく、また、モチベーション維持への取組にも限界があることから、より効果的な職場配置や活用方法を十分に検討する必要がある。
- ・正規職員、会計年度任用職員、再任用職員を活用する上で、全体の人件費が抑制されるような配置に加え、各職員数をバランス良く配置することが必要である。
- ・直営保育所については、待機児童対策の観点から、当分の間、指定管理者制度の導入が保留されることから、現在、正規保育士の補充を任期付保育士の採用で行っているが、正規保育士の採用に切り替え早期に採用する必要がある。

正規の保育士を採用する場合には、将来的な幼保連携を見据え、保育士資格のほかに幼稚園教諭の資格を有する者を、待機児童問題が解消された後の指定管理者制度導入も踏まえ余剰となる保育士職への対応として、一般事務職にも配置できる採用を行う必要がある。なお、会計年度任用職員についても積極的に活用するが、正規保育士とのバランスを考慮しながら配置する必要がある。

- ・常備消防体制については、消防士が救急（救急車）と警防（消防車）を兼任していることから、人員増により専任体制に強化するため、段階的に増員する必要がある。

②適正な職員配置の推進

社会経済情勢の変化に伴う行政需要に的確に対応するため、各課における事務事業の現状及び見通しを把握し、会計年度任用職員や再任用職員を活用しながら、柔軟な職員配置を行う。

2 職員数の推移

(1) 野田市の職員数の推移

平成 15 年 6 月の関宿町との合併後、合併前の野田市の職員数（平成 13 年 4 月 1 日現在の 1,031 人）と同水準の 1,030 人にすべく、職員削減計画に基づき、技能労務職等の退職不補充により職員を削減しつつ、社会経済情勢の変化により行政需要が複雑化・多様化する中で、各種制度の新設や改正等による事務の増加・複雑化に伴い、市民サービスの向上を図るため、必要な正規職員を確保しながら、指定管理者制度や民間委託も含め、再任用職員や会計年度任用職員をバランス良く効果的に活用することにより、総人件費を抑制してきた。

令和 5 年度からは定年延長制度の導入により、定年年齢が 2 年ごとに引き上げられ、令和 7 年 4 月 1 日現在の正規職員は 981 人、そのうち定年延長職員（60 歳以上）は 21 人となっており、60 歳で退職する職員もいるものの、定年延長職員は、今後の増加が見込まれ、令和 13 年度に定年年齢が 65 歳となることに伴い、令和 14 年度には 100 人程度となることが見込まれる。

会計年度任用職員については、令和 4 年度から本格導入し、正規職員でなくても従事できる窓口業務などの定型的な業務や専門性を要しない業務を職務として配置してきた。

消防については、救急（救急車）及び警防（消防車）を専任体制とし、常備消防体制を強化するために段階的に増員し、令和 7 年度に定数条例の定数に達した。

職員の年齢構成を見ると、関宿町との合併に伴い正規職員を削減した結果、現時点において 30 代から 40 代までの職員が総体的に少なくなっており、年齢構成のバランスが崩れ、職員削減の悪影響が顕在化している。

◆職員数（各年度 4 月 1 日現在）

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
採用計画	996	980	1,020	1,017	999	1,000	1,000
正 規	1,004	1,010	1,017	1,010	983	989	960
正規（定年延長）	—	—	—	—	—	22	21
小 計	1,004	1,010	1,017	1,010	983	1,011	981
採用計画との差	7	30	▲3	▲7	▲16	11	▲19
任期付（育休代替を除く）	13	19	16	22	22	22	19
再任用フルタイム	12	17	24	25	26	22	19
定数条例対象	1,029	1,046	1,057	1,057	1,031	1,055	1,019
定数	1,076	1,094	1,094	1,094	1,094	1,094	1,094
定数との差	▲47	▲48	▲37	▲37	▲63	▲39	▲75
再任用短時間	30	40	39	31	39	32	36
会計年度フルタイム	—	39	41	80	99	115	140
合 計	1,059	1,125	1,137	1,168	1,169	1,202	1,195
会計年度短時間	—	634	571	581	595	589	584
総 計	1,059	1,759	1,708	1,749	1,764	1,791	1,779

※再任用職員、会計年度任用職員の合計（フルタイム及び短時間の合計）

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
再任用	42	57	63	56	65	54	55
会計年度	-	673	612	661	694	704	724

◆年齢構成別の正規職員数（各年度 4 月 1 日現在）

年 齢	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	構成比
60～	-	-	-	-	-	22	21	2.14%
55～59	169	161	166	166	149	149	142	14.48%
50～54	172	158	152	150	155	153	138	14.07%
45～49	168	161	161	143	140	113	113	11.52%
40～44	120	114	102	97	89	95	105	10.70%
35～39	90	108	112	112	120	128	121	12.33%
30～34	114	119	119	119	114	113	106	10.81%
25～29	86	93	101	116	116	129	140	14.27%
～24	85	96	104	107	100	109	95	9.68%
合 計	1,004	1,010	1,017	1,010	983	1,011	981	

（２）近隣自治体（野田市と同程度の人口規模）との比較

他自治体と比較すると、定数条例の対象となる職員（正規職員、任期付職員、再任用フルタイム職員）一人当たりの人口は 145.64 人で、平均的な人数となっている。

会計年度任用職員など定数条例の対象外の職員を含めた場合の職員一人当たりの人口は 85.79 人で、平均を上回っているが、大きく乖離したものではないことから、野田市の職員は、多すぎるわけでもなく、少なすぎるということもない。

年齢構成を見ると、野田市は、30 代から 40 代前半の職員が総体的に少なくなっている状況がうかがえる。

◆職員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

	野田	佐倉	習志野	流山	我孫子	鎌ヶ谷	浦安	八千代	平均
条例定数①	1,094	1,100	1,927	1,368	1,121	884	1,474	1,403	1,296.38
定数条例対象職員②	1,055	1,015	1,465	1,207	888	783	1,374	1,340	1,140.88
1 人当たり人口	145.64	167.42	119.47	174.89	147.82	139.96	124.68	153.71	146.70
①－②	39	85	462	161	233	101	100	63	155.50
②／①	0.96	0.92	0.76	0.88	0.79	0.89	0.93	0.96	0.89
再任用短時間	32	49	71	65	46	18	39	30	43.75
会計フル	115	63	172	33	22	111	0	0	64.50
年度短時間	589	678	839	1,037	881	745	1,185	1,067	877.63
条例対象外	736	790	1,082	1,135	949	874	1,224	1,097	985.88
合 計	1,791	1,805	2,547	2,342	1,837	1,657	2,598	2,437	2,126.75
1 人当たり人口	85.79	94.14	68.72	90.14	71.45	66.14	65.94	84.52	78.36
人口	153,656	169,930	175,027	211,097	131,262	109,586	171,307	205,965	

※定数条例対象職員は、各市の「令和 6 年度地方公共団体職員定員調査」の結果による。条例対象外の人数は、各市からの聞き取りによる。

【年齢構成別】

	野田	佐倉	習志野	流山	我孫子	鎌ヶ谷	浦安	八千代	平均
20 未満	10	0	13	6	3	11	4	4	6
	0.95%	0.00%	0.89%	0.50%	0.34%	1.40%	0.29%	0.30%	0.56%
20-23	70	45	80	86	60	44	75	82	68
	6.64%	4.43%	5.46%	7.13%	6.76%	5.62%	5.46%	6.12%	5.94%
24-27	116	64	120	142	85	75	172	139	114
	11.00%	6.31%	8.19%	11.76%	9.57%	9.58%	12.52%	10.37%	10.00%
28-31	90	73	149	176	107	56	151	137	118
	8.53%	7.19%	10.17%	14.58%	12.05%	7.15%	10.99%	10.22%	10.29%
32-35	96	107	164	156	97	94	113	175	125
	9.10%	10.54%	11.20%	12.92%	10.92%	12.00%	8.22%	13.06%	10.98%
36-39	100	90	178	167	92	104	97	218	131
	9.48%	8.87%	12.15%	13.84%	10.36%	13.28%	7.06%	16.27%	11.46%
40-43	76	89	166	103	82	110	122	143	111
	7.20%	8.77%	11.33%	8.53%	9.24%	14.05%	8.88%	10.67%	9.76%
44-47	86	97	124	85	92	75	92	117	96
	8.15%	9.56%	8.46%	7.04%	10.36%	9.58%	6.70%	8.73%	8.42%
48-51	121	178	162	79	96	58	120	99	114
	11.47%	17.54%	11.06%	6.55%	10.81%	7.41%	8.73%	7.39%	10.00%
52-55	124	166	158	87	87	67	179	115	123
	11.75%	16.35%	10.78%	7.21%	9.80%	8.56%	13.03%	8.58%	10.77%
56-59	120	81	120	92	74	48	140	82	95
	11.37%	7.98%	8.19%	7.62%	8.33%	6.13%	10.19%	6.12%	8.29%
60 以上	46	25	31	28	13	41	109	29	40
	4.36%	2.46%	2.12%	2.32%	1.46%	5.24%	7.93%	2.17%	3.53%
合計	1,055	1,015	1,465	1,207	888	783	1,374	1,340	1,141

※各市の「令和6年度地方公共団体職員定員調査」の結果による。

3 課題と対応

総人件費の抑制を図りつつ、市民サービスの向上を図るため、正規職員は、事業の企画立案や業務改革など専門性や難易度が高く責任が大きい業務を行い、会計年度任用職員などの非正規職員は、正規職員でなくても従事できる窓口業務、データ入力など定型的な業務や専門性を要しない業務を行うこととした上で、民間委託を検討しつつ、正規職員、定年延長職員、再任用職員、会計年度任用職員を効果的・効率的に活用することとしてきたが、以下のような課題があることから、十分な対応ができていない。

(1) 正規職員の中途退職を含めた自己都合退職の増加

【課題】

- ・職員の流動化の進行に伴い、職員の確保が難しい状況となっている。
- ・20代の若手や30～50代でこれから管理職や係長になるような者の中途退職を含め自己都合退職が増加し、職員の年齢構成が崩れ、管理職や係長が不足し、人事異動にも影響を及ぼしている。

【対応】

- ・管理職に限定したキャリア採用により優秀な人材を確保する。
- ・管理職を含め一定の離職を前提として採用する。
- ・勧奨退職の廃止を検討する。

◆定年退職者、自己都合退職者及び勧奨退職者の推移

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
定年	26	28	32	0	19	0
自己都合	11	16	25	19	27	27
勧奨	2	5	5	9	5	6

（２）事務効率化・業務改革の推進、正規職員の意識改革**【課題】**

- ・正規職員は、事業の企画立案や業務改革など専門性や難易度が高く責任が大きい業務を行うべきところであるが、十分にできていない。
- ・管理職を始め、職責に応じ求められる役割を理解していない者がいる。
- ・前例にとらわれ、事務効率化や業務改革ができていない。
- ・業務の停滞、特定の職員への業務負担の偏りや時間外勤務の常態化が生じている。

【対応】

- ・特に管理職を対象に、職責に応じ求められる役割を理解し、業務改革等への意識改革を図るための研修を行う。
- ・管理職は、研修で学んだことを活かし、適切に業務配分を行い、部下に対し適切に指導するとともに、的確に現状を把握し進行管理を徹底する。
- ・積極的に自分の意見を出しながらDXを推進するために任命しているDX推進リーダーの取組、キントーンやAIなどの活用を全職員に見える形で推進する。

（３）非効率な会計年度任用職員の活用**【課題】**

- ・管理職を始め、会計年度任用職員の職責を理解していない正規職員がいる。
- ・会計年度任用職員の中には、単なる事務補助と認識し、指示された業務しか行わない者もいる。

【対応】

- ・管理職を対象に、会計年度任用職員に求める役割を理解するための研修を行う。
- ・管理職は、研修で学んだことを活かし、会計年度任用職員に対し適切に業務配分を行った上で指導する。
- ・正規職員による会計年度任用職員へのフォローを徹底する。

（４）非効率な定年延長職員の活用**【課題】**

- ・定年延長職員に従事させる職域が明確にできていないため、効果的・効率的に活用できていない。
- ・令和14年度には、定年延長職員が約100人まで増加することが見込まれる。
- ・定年延長職員について、役職定年によるモチベーションや意識の低下が懸念され、元上司が部下になることなど60歳未満の職員への悪影響も考慮する必要がある。

【対応】

- ・定年延長職員の職域について、公民館長や一部の相談業務のほかに、情報収集及び整理を行い部内の業務を調整する調整官など、これまでに足りない部分に対応するための新たな職域を設定する。
- ・定年延長職員のモチベーションを上げる方策を検討する。
- ・引き続きライン職に入れないこととする。

（５）専門職の充実

【課題】

- ・土木及び建築技師の採用が難しく、不足している。
- ・設備の維持管理に係る専門職の配置ができていない。
- ・社会経済情勢や行政需要の変化に応じ、新たな職種の採用を検討する必要がある。

【対応】

- ・土木及び建築技師については、一般事務からの任用替えを行う。
- ・設備の維持管理に係る専門職を採用する。
- ・県や他自治体との広域連携も含め、あらゆる対応を講じる。

4 次期行政改革大綱の方針

取組項目「定員の適正化」について、「効率的な人材活用の推進」及び「適正な職員配置の推進」の２つの細項目を設定することとしていたが、それぞれの課題が密接に関係するため、細項目を削除し、取組項目「定員の適正化」に統一する。

○人材の確保

- ・管理職に限定したキャリア採用により優秀な人材を確保する。
- ・管理職を含め一定の離職を前提として採用する。
- ・勸奨退職の廃止を検討する。

○事務効率化・業務改革の推進、正規職員の意識改革

- ・特に管理職を対象に、職責に応じ求められる役割を理解し、業務改革等への意識改革を図るための研修を行う。
- ・管理職は、研修で学んだことを活かし、適切に業務配分を行い、部下に対し適切に指導するとともに、的確に現状を把握し進行管理を徹底する。
- ・積極的に自分の意見を出しながらDXを推進するために任命しているDX推進リーダーの取組、キントーンやAIなどの活用を全職員に見える形で推進する。

○会計年度任用職員の活用

- ・管理職を対象に、会計年度任用職員に求める役割を理解するための研修を行う。
- ・管理職は、研修で学んだことを活かし、会計年度任用職員に対し適切に業務配分を行った上で指導する。
- ・正規職員による会計年度任用職員へのフォローを徹底する。

○定年延長職員の活用

- ・定年延長職員の職域について、公民館長や一部の相談業務のほかに、情報収集及び整理を行い部内の業務を調整する調整官など、これまでに足りない部分に対応するための新たな職域を設定する。

- ・ 定年延長職員のモチベーションを上げる方策を検討する。
- ・ 引き続きライン職に入れないこととする。

○ 専門職の充実

- ・ 土木及び建築技師については、一般事務からの任用替えを行う。
- ・ 設備の維持管理に係る専門職を採用する。
- ・ 県や他自治体との広域連携も含め、あらゆる対応を講じる。

学校配置の適正化

1 野田市の現状等

(1) 児童生徒数の推移

令和 7 年は、10 年前の平成 27 年と比較すると全体で 2,155 人減少しており、その後も減少が見込まれ、令和 17 年は、令和 7 年と比較すると、全体で▲1,030 人(▲10.1%)の減少が見込まれている。地区別で見ると、全ての地区で減少が見込まれ、中央、東部、南部の減少率は小さいが、福田、北部がそれぞれ▲25.3%、▲19.5%と大きな減少見込みとなっており、関宿、川間でもそれぞれ▲14.6%、▲12.8%と▲10%を超える減少が見込まれている。

さらに 10 年後の令和 27 年においては、令和 7 年と比較し、全体で▲1,559 人(▲15.2%)減少し、少子化が進行することが見込まれている。地区別で見ると、東部、南部、中央でもそれぞれ▲9.8%、▲9.1%、▲12.0%と減少率が大きくなり、福田地区では▲30.0%に達する見込みとなっている。

◆地区別児童生徒数の推移

(単位：人)

地区	小学校	中学校	平成 27 年	令和 7 年		令和 17 年		令和 27 年	
			人数	人数	H27 年比	人数	R7 年比	人数	R7 年比
中央	2 校	1 校	2,065	2,053	▲12 ▲0.6%	1,916	▲137 ▲6.7%	1,806	▲247 ▲12.0%
東部	3 校	2 校	1,613	1,381	▲232 ▲14.4%	1,322	▲59 ▲4.3%	1,245	▲136 ▲9.8%
南部	3 校	1 校	2,606	2,581	▲25 ▲1.0%	2,487	▲94 ▲3.6%	2,345	▲236 ▲9.1%
北部	3 校	2 校	2,623	1,940	▲683 ▲26.0%	1,561	▲379 ▲19.5%	1,471	▲469 ▲24.2%
福田	3 校	1 校	632	380	▲252 ▲39.9%	284	▲96 ▲25.3%	266	▲114 ▲30.0%
川間	2 校	1 校	932	611	▲321 ▲34.4%	533	▲78 ▲12.8%	503	▲108 ▲17.7%
関宿	4 校	3 校	1,912	1,282	▲630 ▲32.9%	1,095	▲187 ▲14.6%	1,033	▲249 ▲19.4%
合計	20 校	11 校	12,383	10,228	▲2,155 ▲17.4%	9,198	▲1,030 ▲10.1%	8,669	▲1,559 ▲15.2%

※平成 27 年及び令和 7 年は、各年 5 月 1 日現在 ※特別支援学級含む

※令和 17 年及び 27 年は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）』地域別将来推計人口の推移率を各地区に乗じて算出。学区外就学及び小規模特認校制度は推計できないため考慮しない。

※地区割は以下のとおり

- 中央地区：中央小・清水台小・第一中
- 東部地区：宮崎小・東部小・柳沢小・第二中・東部中
- 南部地区：南部小・山崎小・みずき小・南部中
- 北部地区：北部小・岩木小・七光台小・北部中・岩名中
- 福田地区：福田第一小・福田第二小・二ツ塚小・福田中
- 川間地区：川間小・尾崎小・川間中
- 関宿地区：木間ヶ瀬小・二川小・関宿小・関宿中央小・木間ヶ瀬中・二川中・関宿中

◆令和 7 年度の学校別児童生徒数（令和 7 年 5 月 1 日現在）

（単位：人）

校名		普通学級		特別支援学級	
		人数	クラス数	人数	クラス数
小学校	中央小	563	19	34	5
	宮崎小	397	14	18	3
	東部小	121	6	10	2
	南部小	693	22	23	4
	北部小	232	10	9	2
	福一小	17	3	4	1
	福二小	67	6	6	1
	川間小	115	6	8	2
	清水台小	761	25	37	5
	柳沢小	398	13	16	3
	山崎小	374	13	21	3
	岩木小	579	18	40	6
	尾崎小	246	10	18	4
	七光台小	209	9	14	3
	二ツ塚小	147	6	12	2
	みずき小	667	23	31	4
	木間ヶ瀬小	119	6	19	3
	二川小	315	12	16	2
	関宿小	86	6	11	2
	関宿中央小	250	12	18	3
	計	6, 356	239	365	60

校名		普通学級		特別支援学級	
		人数	クラス数	人数	クラス数
中学校	第一中	639	18	19	4
	第二中	275	9	21	4
	東部中	115	4	9	2
	南部中	755	22	18	3
	北部中	364	11	11	2
	福田中	125	5	3	1
	川間中	209	7	14	2
	岩名中	458	13	24	3
	木間ヶ瀬中	213	7	9	2
	二川中	163	6	7	2
	関宿中	52	3	4	1
	計	3, 368	105	139	26

合計	9, 724	344	504	86
総計	10, 228 人、430 クラス			

(2) 小中学校の規模

学校教育法施行規則第 41 条の規定により「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とされ、弾力的なものとなっている。同規則第 79 条の規定により、中学校にも準用するとされている。

野田市では、令和 8 年度において、小学校 20 校中 11 校 (55%)、中学校 11 校中 8 校 (73%) が国の示す適正規模に満たない状況であり、野田市における小中学校の適正規模を定めた上で、学校配置の適正化を検討する必要がある。

◆令和 8 年度における小学校 20 校の状況

過小規模校 5 学級以下	小規模校 6～11 学級	標準校 12～18 学級	大規模校 19～24 学級	過大規模校 25 学級以上
1 校 5 %	10 校 50%	6 校 30%	2 校 10%	1 校 5 %

※小規模校 10 校の状況

- ・ 6 学級（クラス替えができない規模） 6 校
- ・ 7～9 学級（クラス替えができる学年が少ない規模） 3 校
- ・ 10～11 学級（クラス替えができる学年が多い規模） 1 校

◆令和 8 年度における中学校 11 校の状況

過小規模校 2 学級以下	小規模校 3～11 学級	標準校 12～18 学級	大規模校 19～24 学級	過大規模校 25 学級以上
0 校 0 %	8 校 73%	2 校 18%	1 校 9 %	0 校 0 %

※小規模校 8 校の状況

- ・ 3 学級（クラス替えができない規模） 1 校
- ・ 4～5 学級（クラス替えができる学年が少ない規模） 2 校
- ・ 6～8 学級（全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模） 3 校
- ・ 9～11 学級（全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模） 2 校

(3) 学校配置の適正化に係るこれまでの経緯

教育委員会では、児童生徒数が減少している地域について、コミュニティの核としての学校の役割を大切にしていけるべきであるという考えの下、複式学級を回避するための対応策の一つとして、平成 14 年 4 月から小規模特認校制度を導入するなど、伝統や地域性、少人数のメリットを生かし特色ある学校づくりを進めてきた。

平成 27 年 1 月、文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示され、小学校では 6 学級以下、中学校では 3 学級以下の学校については、統廃合により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとされたが、学校の統廃合は、財政上の効果を狙って行うものではなく、児童生徒の教育環境の改善の視点はもとより、学校が果たしてきた役割、地域への影響等を勘案して検討しなければならないものであることから、統廃合は検討してこなかった。

(4) 福田地区における学校配置適正化について

令和5年9月に、福田第一小学校など4校のPTAや福田地区自治会連合会など11団体の連名で、福田地区学校配置適正化に関する申入れ書が市及び教育委員会に提出され、特に福田地区は児童生徒数の減少が著しいことから、市及び教育委員会は、福田地区における学校配置の適正化に向けて検討することとした。

令和6年3月に、各校PTAや自治会等で組織する福田地区学校適正配置検討委員会を設置し、10回にわたり委員会を開催し、各校のPTAや未就学児の保護者への説明会についても併せて実施した上で、子ども達にとってどのような学校環境が望ましいのか検討を進め、福田中学校を統合校として令和10年度から小中一貫教育を行う義務教育学校を開校することや、福田第二小学校で培ってきた少人数教育の良さを生かしたきめ細かな指導等の特色ある教育活動を実施していく新たな特認校制度の導入について了承を得た。現在、義務教育学校の教育課程やスクールバスの導入、施設改修等の開校に向けた準備を進めている。

2 福田地区における統廃合を進める中での課題

福田地区における統廃合を進める中で、今後に向けた課題が浮き彫りになった。

- ①統廃合の要望を受けてから福田中学校を統合校とした義務教育学校の開校まで、統廃合自体への反対意見はなく、他自治体の事例と比べると早く進んだが、予定よりも1年遅れて4年半の時間を要することとなったことから、小中学校の統廃合は、児童生徒数の推移を的確に見極め、相当の時間を要することを前提として準備を進める必要がある。
- ②保護者や地域住民と信頼関係を構築し、合意形成を図るため、具体的なデータや情報を適切に提供した上で、説明会などの機会を多く設けたが、参加者が少なかったことから、より広く周知を図るための工夫が必要である。

3 学校配置の適正化に係る基本方針

上記2の課題を踏まえ、児童生徒により良い教育環境を提供するため、行政が主体となり、相当の時間を要することを前提として、児童生徒数の推移を的確に見極めた上で、迅速に市全体の学校配置の適正化を進めるため、学校施設（給食施設やプールなどの施設も含む）の老朽化に伴う更新も考慮して基本方針を定める必要がある。

市内全域の学校配置の適正化を進めるに当たり、地域コミュニティの核としての性格を有する学校の統廃合は、保護者や地域住民、学校を支援する組織などの十分な理解や協力を得て検討しなければならない地域の問題であり、財政面も併せて考える必要があることから、教育委員会に加え市も参画し、市及び教育委員会の考え方を整理した上で基本方針を定め、行政改革大綱に位置付けるものとする。

行政改革大綱に位置付けた基本方針に基づき、教育委員会が主体となり、個別の実施計画を定めるものとする。

4 答申について

学校配置の適正化については、1回のみの審議では十分に議論できるテーマではなく、慎重に審議する必要があるため、当該項目以外について、先に部分答申を頂き、当該項目については、審議が完了した時点で改めて答申を頂くこととする。

【参考】スケジュール

時期	内容
5月29日	取組項目の審議 ・学校配置の適正化 ・定員の適正化
6月下旬	取組項目の審議 ・使用料等の負担の適正化 ・行政サービス（窓口業務）の在り方の検討 ・学校配置の適正化① パブリック・コメント手続の実施（学校配置の適正化除く）について
7月15日～ 8月16日	パブリック・コメント手続（学校配置の適正化除く）
7月下旬	取組項目の審議 ・学校配置の適正化②
8月下旬	取組項目の審議 ・学校配置の適正化③ パブリック・コメント手続の結果（学校配置の適正化除く）について 部分答申
9月下旬	取組項目の審議 ・学校配置の適正化④ パブリック・コメント手続の実施（学校配置の適正化）について
10月1日～30日	パブリック・コメント手続（学校配置の適正化）
11月下旬	パブリック・コメント手続の結果（学校配置の適正化）について 答申